

告 示

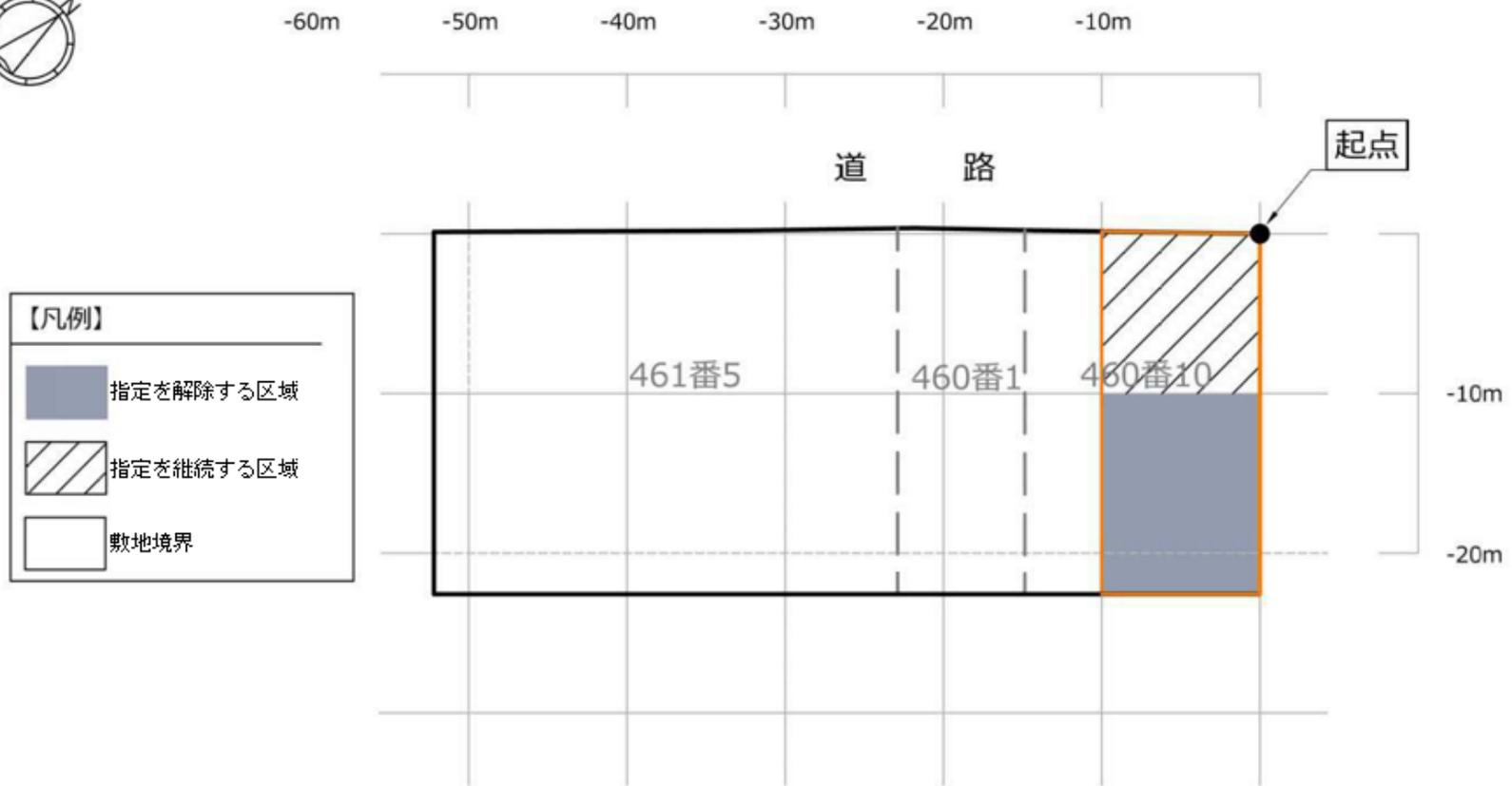
埼玉県告示第百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成十七年埼玉県告示第千三百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字上富字吉拓四百六十番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
なし



【起点】

起点は、入間郡三芳町大字上富字吉拓460番10及び同460番9の敷地境界の最北端の境界杭（コンクリート杭）とする。

【格子の回転角度：47度】

起点を通り東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。